

(中川・綾瀬川流域) 特定都市河川浸水被害対策法施行に伴う春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則の一部改正について

中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定に伴い、令和7年7月より雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となります

特定都市河川浸水被害対策法

○特定都市河川浸水被害対策法とは

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生、又そのおそれがあり、かつ河道等の整備による浸水被害の防止が市街地の進展により困難な区域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定するものです。

○中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定

中川・綾瀬川流域は、令和6年3月29日に国土交通省告示第二百六十九号により、特定都市河川に指定されました。
 なお、令和7年6月30日までの間は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条から第43条までの規定は適用されず、令和7年7月1日より全面的に適用されます。指定により、一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、あらかじめ県知事又は市長の許可を受ける必要があります。



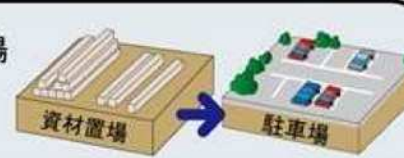
雨水浸透阻害行為の許可

○雨水浸透阻害行為の許可について

中川・綾瀬川流域内で、新たに面積0.1ha以上の雨水浸透阻害行為（「宅地等」にするために行う土地の改変など、雨水が浸透しやすい土地から雨水が浸透しにくい土地へと浸透機能が阻害される行為）を行う場合、同法に基づき事前に許可を取得する必要があります。
 また、雨水浸透阻害行為の許可は、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

○雨水浸透阻害行為の許可となる行為等について

①対象行為…土地から流出する雨水の量を増加させる恐れのある行為（雨水浸透阻害行為）

- | | |
|--|--|
| <p>1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更</p> <p>●田畑（耕地）→宅地</p>  | <p>2. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）</p> <p>●原野→資材置場（未舗装）</p>  |
| <p>3. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置</p> <p>●田畑（耕地）→太陽光発電施設</p>  | <p>4. ローラー等により土地を締め固める行為</p> <p>●資材置場（未舗装）→駐車場</p>  |

- ②対象規模…雨水浸透阻害行為の面積が0.1ha以上
 ※農地または林地の保全、既に舗装されている土地、仮設の建築物等一時的な利用を目的とする行為は許可不要
- ③必要対策量…雨水浸透阻害行為後の流出雨水量が、行為前の流出雨水量と同じとなるような容量

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則の改正

中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定に伴い、主に以下の点が変更となります。

春日部市開発事業の手続き及び基準に関する条例施行規則第49条（規則で定める雨水流出抑制施設）

規則で定める雨水の必要対策量は、法30条の対象となる行為の適用を受ける場合において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と、市条例に基づく雨水流出抑制対策を比較して、雨水流出抑制量が多い方の対策を講じなければならない。

